**選挙運動用自動車使用証明書（運転手）**

　次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

　　　令和７年　　月　　日

令和７年７月　　日執行参議院京都府選挙区選出議員選挙

候　補　者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 |  | |
| 雇　 用　 年　 月 　日 | 報　　酬　　の　　額 | 備 　　考 |
| ・ ・ | 円 |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |
| ・ ・ |  |  |

（注）　裏面の備考をよくお読みください。

備　考

１　この証明書は、**使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成**し、請求書の用紙とともに候補者から運転手に提出してください。

２　**「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください**。

３　運転手が京都府に支払を請求するときは、**この証明書を請求書に添付**してください。

　　なお、請求手続等で不明な点などがありましたら、京都府自治振興課（TEL(075)

414－4450）まで御照会ください。

４　この証明書を発行した候補者について**供託物が没収された場合**には、運転手は、**京都府に支払を請求することはできません**。

５　**公費負担の限度額**は、１日を通じて12,500円までです。

６　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

７　候補者の指定した運転手以外の運転手は、京都府に支払を請求することはできません。

８　この証明書に記載するものは選挙運動期間中に雇用したものに限ります。